

IKEDA
TOPICS

イベント

初夏の風物詩といえば、花菖蒲。花菖蒲といえば、水月公園。

花菖蒲まつり

⑩6044

今年も「花菖蒲まつり」の季節がやってきました。

露店の出店や野だて、フワフワ風船、どこでもプレイパーク、ふれあい動物園など、さまざまなイベントをご用意しています。

今を盛りと美しく咲き誇る、約60種・6,000株の花々をぜひご覧ください。

日時 6月13日(土)・14日(日)10時～16時

※各催しの最終受け付けは15時15分です。

場所 水月公園

(阪急「石橋阪大前駅」から徒歩約15分、または
阪急バス「水月公園前」バス停から徒歩約5分)

水月児童文化センターの催し

すいげつクルーのゲームコーナーなどを実施
します。

場所 6月14日(日)10時～12時、
13時30分～15時30分

対象 子どもと保護者

問合せ 同センター ☎761・9233



問合せ シティプロモーション課 ☎754・6272

IKEDA
TOPICS

イベント

カップヌードルミュージアム 大阪池田

いけだ市民感謝デー

チキンラーメンファクトリーやマイカップヌードルファクトリー(1人1食)が無料で体験
できるほか、観光大使を務める「ひよこちゃん」との撮影会やくじ引きも実施します。

家族や友人と、広報誌「広報いけだ」を持ってぜひご来館ください。

日時 7月18日(土)9時30分～16時30分
(最終入館15時30分)

場所 カップヌードルミュージアム 大阪池田
(2階貸し切り)

対象 市内在住の方

持物 広報いけだ(1グループ1冊)

※チキンラーメンファクトリーは6月1日(月)～29日(月)
に予約専用ダイヤル(☎751・0825)で「いけだ市民感謝デー」と伝えて事前予約制(小学生以上可。
1回70分、5回開催。各24組48人(先着順)。受付
時間は休館日を除く10時～16時30分)。



問合せ シティプロモーション課 ☎754・6244

IKEDA TOPICS

イベント

女性のためのこころとからだを整える ボディワーク講座

⑩20834

トラウマやストレス、イライラや不安を抱えていませんか？ 日常生活で活用できるセルフケアを体験しましょう。

日時 6月22日(月)10時～11時30分

場所 ダイバーシティセンター

対象 女性

講師 (特非)パブリックプレス代表理事・熊田梨恵

定員 6人(先着順)

申込 6月1日(月)から右記申込フォームで同センター



▲申込フォーム



問合せ ダイバーシティセンター ☎735・7588

IKEDA TOPICS

イベント

プレパパ、育児中のパパの皆さん！一緒に学び、交流しましょう！ パパスクール

⑩20762

(特非)ファザーリングジャパン会員・荒木正太をコーディネーターに迎え、セミナーを開催します。

	日程	テーマ	講師	場所
①	6月27日(出)	保活スペシャル ～保育園への疑問に保育コンシェルジュがお答えします～	市保育コンシェルジュ	わたぼうし
②	9月5日(出)	産後ケアとパートナーシップ	(特非)マドレボニータ 共同代表理事・山本裕子	ダイバーシティセンター

時間 10時～11時30分

対象 プレパパ、育児中のパパ(子連れの受講も可)

定員 各10人(先着順)

申込 右記申込フォームで同センター



▲①申込フォーム



▲②申込フォーム



問合せ ダイバーシティセンター ☎735・7588

IKEDA TOPICS

イベント

パパートーク ～子どもの性教育について話しませんか～

⑩20954

子どもから、性について、質問されたらどのように答えますか？ 父親として成長を見守るために、女の子の体の変化について一緒に学びましょう。

日時 7月11日(出)10時～11時30分

場所 ダイバーシティセンター

対象 父親

講師 ダイバーシティ推進アドバイザー・
須田結花

定員 5人(先着順)

申込 右記申込フォームで
同センター



申込フォーム▶



問合せ ダイバーシティセンター ☎735・7588

体を動かしてみませんか スポーツ教室受講者を募集

各施設でスポーツ教室の受講者を募集しています。詳細や申込方法は各施設のホームページをご覧ください。

※インターネット環境がない方は各施設で要項を配布しています。

総合スポーツセンター

夏期スポーツ教室
一般教室(ヨガ、健康フィットネス、トレーニング講座、スロートレーニングなど)
子ども向け教室(親子ふれあい遊び、幼児体操、ダンス、バスケットボールなど)



▲同センターホームページ

夫婦池公園テニスコート

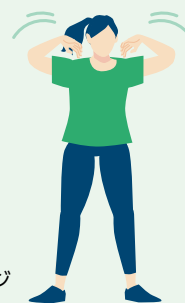
夏期テニス教室(初心、初級、中級、中学生ソフトテニス、小学生ジュニアなど)
夏期ヨガ教室(ヨガ、ピラティス、ヨガティスなど)



▲同テニスコートホームページ

五月山体育館

アリーナ(フットサル、バレーボールなど)
スタジオ(エアロビクス、ヨガなど)



▲同館ホームページ

【問合せ】総合スポーツセンター ☎761・5137、夫婦池公園テニスコート ☎751・1400、五月山体育館 ☎750・2430

地域の見守りにご協力をお願いします アプリ「otta見守り人」をインストール

本市では、児童が安心して通学できるよう、市立小学校へ通う児童を対象に関西電力送配電株の見守りシステム「OTTADE!」を整備しています。

スマートフォンに同アプリをインストールし、外出時に位置情報を「常に」に設定すると、スマホが見守りポイントとなり、専用端末を持つ子どもとすれ違うことで保護者に子どもの位置情報が通知されます。アプリの登録に氏名や連絡先などの入力不要です。地域の安全性向上のため、ぜひご協力をお願いします。

【サービスイメージ】



▲「OTTAFE!」ホームページ

【問合せ】教育センター ☎751・4971

官民連携による新たな地域拠点が伏尾台にオープンします

ID 21000

7年12月、本市は持続可能なまちづくりと市民サービスの向上のため、KDDI(株)および(株)ローソンと包括連携協定を締結しました。その協定に基づく取り組みの拠点となる施設が、6月4日(木)、伏尾台にオープンします。

今後、官民が連携し、市民サービスの向上につながるさまざまな実証実験に取り組む予定です。

詳細は、市ホームページをご覧ください。

オープン日 6月4日(木)

場所 伏尾台5-2-2
(阪急バス伏尾台営業所跡地)



完成イメージ

問合せ 都市政策課 ☎754・6281

みんなで支える介護保険 介護保険料のお知らせ

ID 16451

被保険者の方に8年度介護保険料額決定通知書を6月中旬に送付します。

保険料は介護保険制度を支える貴重な財源です

介護保険制度は、40歳以上の方が納める保険料と国・府・本市からの公費を財源として、介護が必要になった高齢者に介護サービスを提供し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、社会全体で高齢者とその家族を支援するものです。

保険料段階の基準額の変更について

介護保険法施行令の一部改正により8年度から保険料段階の第1・2と第4・5段階の所得基準額である「80万9,000円」が「82万6,500円」に変わります。なお、年間保険料額に変更はありません。

合計所得金額の算定方法の変更について

介護保険法施行令の一部改正により8年度の保険料段階を決める根拠となる合計所得金額や住民税の課税状況は、7年度税制改正前の算定方法を用いて算出します。

保険料の軽減について

消費税の増税に伴い、平成27年度から第1段階の方の保険料を軽減し、令和元年度からは第2・3段階の方の保険料も軽減しています。軽減分は公費で負担し、通知書に軽減後の金額を記載しています。

保険料について

◎40～64歳(第2号被保険者)の方

加入している医療保険で、介護保険分を合わせて納めます(詳細は各加入機関でご確認ください)。

◎65歳以上(第1号被保険者)の方

保険料は、本人の所得状況や世帯員の住民税の課税状況によって16段階に分けて決定します。

便利な口座振替のご利用を

普通徴収の方は、支払い忘れがなく安心な口座振替をご利用ください。

※口座振替の申し込みは、本市指定の各金融機関や介護保険課にある口座振替依頼書に必要事項を記入し、預貯金通帳と通帳届出印、被保険者番号の分かるものを持って、各金融機関の窓口で手続きをしてください。

問合せ 介護保険課 ☎754・6228

病気やけがに備えてしっかり納付を

国民健康保険料のお知らせ

⑩11944

8年度国民健康保険料額通知書を、6月中旬ごろに世帯の納付義務者に送付します。府内のどの市町村に住んでいても同じ所得・世帯構成であれば同じ保険料となります。府内統一基準による保険料率および賦課限度額は下記のとおりです。

保険料について

国民健康保険料は①医療給付費分②後期高齢者支援金分③介護納付金分④子ども・子育て支援納付金分の4つで構成されています。①と②は年齢に関係なく、国民健康保険被保険者全員に、所得に応じた「所得割」、加入者数に応じた「均等割」、1世帯当たりの「平等割」の3種類を合計して賦課されます。③は40～64歳の被

保険者のみに「所得割」と「均等割」を合計して賦課されます。④は被保険者全員に「所得割」と「均等割」を合計して賦課されます。ただし「均等割」は18歳未満(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の被保険者のみ10割減額されます。

■保険料率

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	子ども・子育て支援納付金分
所得割	9.50%	3.06%	2.60%	0.28%
均等割	34,990円	11,191円	18,682円	1,841円
平等割	33,908円	10,845円	0円	0円
賦課限度額 (年間保険料の限度額)	66万円	26万円	17万円	3万円

国民健康保険料 = 医療給付費分 + 後期高齢者支援金分 + 介護納付金分 + 子ども・子育て支援納付金分

(参考) 計算例: 世帯主45歳、配偶者42歳、子ども1人(10歳)の3人世帯の場合(世帯主の所得250万円、配偶者・子の所得は0円と仮定) ※基礎控除は43万円。

①【医療給付費分】

所得割 = (250万円 - 43万円) × 9.50% = 19万6,650円
均等割 = 3万4,990円 × 3人 = 10万4,970円
平等割 = 3万3,908円

②【後期高齢者支援金分】

所得割 = (250万円 - 43万円) × 3.06% = 6万3,342円
均等割 = 1万1,191円 × 3人 = 3万3,573円
平等割 = 1万845円

③【介護納付金分】(40～64歳)

所得割 = (250万円 - 43万円) × 2.60% = 5万3,820円
均等割 = 1万8,682円 × 2人 = 3万7,364円

④【子ども・子育て支援納付金分】

所得割 = (250万円 - 43万円) × 0.28% = 5,796円
均等割 = 1,841円 × 2人(子は10割減額) = 3,682円
合計54万3,950円

子ども・子育て支援金制度とは

「子ども・子育て支援金制度」は全ての世代や企業の皆さんから支援金を拠出いただき、児童手当の拡充や保育サービスの充実などの子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

子ども・子育て支援金は8年度から皆さんが加入している医療保険の保険料と併せて納付いただきます。



▲同制度ホームページ

保険料の軽減および減免制度について ⑩2562

7年中の総所得金額(世帯合計)が条例で定める基準額以下の世帯については、均等割と平等割が軽減対象となります。この軽減を受けるためには、必ず所得の申告が必要です。申告していない方は国保・年金課窓口で申告してください(8年度から軽減の基準額が変更になりました。基準額については市ホームページをご覧ください)。

また、災害で居住する住宅に著しい損害を受けたときや、所得が著しく減少したなどの事情により保険料の納付が困難な場合、申請により保険料を減免できる場合があります。

減免対象となる保険料は申請日時時点で納期末到達かつ未納分のみとなりますので、お早めに相談の上、手続きをしてください。

保険料は皆さんの医療費に充てられる大切な財源です。必ず納期限までに納めましょう。

保険料の納付は、安心・便利な口座振替をご利用ください。また、コンビニエンスストアやスマートフォンアプリでも納付できます。

医療費や保険料の還付金詐欺にご注意ください。市役所からATMの操作をお願いすることはありません。

☎国保・年金課 ☎754・6253